

陳 情 文 書 表

| | |
|--|--|
| <p>受 理 番 号 ・ 受 理 年 月 日 及 び 件 名</p> | <p>陳情第26号（5.10.10） 自衛隊へ、18歳、22歳の住基4情報の提供中止を求める陳情</p> |
| <p>陳 情 の 要 旨</p> | <p>1. 18歳、22歳の個人情報を自衛隊へ提供することを取りやめること。 2. 自衛隊への個人情報提供についての「覚書」を破棄すること。 3. 神戸市から自衛隊へ今後提供する個人情報について、少なくとも大阪、京都など11の政令指定都市では設けている提供中止制度（自らの情報提供中止を求める市民からの申出があった場合は提供しない制度）を作ること。</p> |
| <p>陳 情 者 の 住 所 及 び 氏 名</p> | <p>神戸市中央区 私たちの個人情報をわたさない 神戸市民の会 岡崎 史典</p> |
| <p>送 付 委 員 会</p> | <p>総務財政委員会</p> |

2023年10月/〇日

神戸市会 議長
坊恭寿 様

陳情者

私たちの個人情報をわたさない 神戸市民の会
(代表) 住所：神戸市中央区

電話番号：

氏名：岡崎 史典

自衛隊へ、18歳、22歳の「住基4情報」の提供中止を求める陳情

【陳情趣旨】

神戸市は、2020年（令和2）2月10日付で自衛隊兵庫地方協力本部（以下：自衛隊兵庫地協）と覚書を締結して以降、自衛官の募集に協力することを目的として、住民基本台帳に登載された情報に基づいて、18歳（高等学校卒業年齢）及び22歳（大学卒業年齢）に達する神戸市民、約3万人分の電子データを作成し、本人の同意なく提供を続けています。

神戸市によれば、自衛官及び自衛官候補生の募集のために、提供された「個人情報」を利用し勧誘のハガキを自衛隊が郵送していると説明しています。一方「覚書」によれば委託した業者に対し、神戸市民の電子データの複写・複製が大量に提供されることが予定されています。また、自衛隊等が神戸市民の電子データを管理する方法や、神戸市に対する報告や調査の内容は全く規定されていません。これでは、神戸市が、本人の承諾なく自衛隊に提供した神戸市民の情報が、長期にわたり、どのように管理されるか確認することもできず、市民の情報が漏洩等の事態にさらされる危険もあります。

神戸市は、市民に対し、これまでこうした方針について、パブリックコメントや個人情報保護審議会（個人情報保護条例改定前）に意見を聞くことをしていません。更に、神戸市は情報提供の実情について、市民への広報すらせず、多くの市民は自分達の情報がどのように扱われているのか知らされていない状況です。

他の自治体では、個人情報の提供について、住民の個人情報保護の観点から住民基本台帳法により「閲覧」しか認めていないところもあり、防衛省も個人情報の「提供」については義務や強制ではないと認めています。

自分の情報が、知らない間に、自衛隊の勧誘活動に利用され、私生活の分野へ立ち入ってくることは私たちの生活の圧迫にもなります。さらに、勧誘がどのように行われるのか、一旦保有された情報がその後どのように管理されるのか市民には不明なままです。

市民のプライバシーや私生活の平穏を侵すものであって、到底、適正な手続とはいえません。兵庫県弁護士会も住基4情報を提供することは、憲法13条によって保障された個人情報保護の観点から疑義があるとして2022年6月に意見書を発表しています。

自衛隊に対する様々な意見はありますが、個人情報保護の観点から、神戸市は市民の声を受けとめ、市民の住所・氏名などの個人情報の電子データを自衛隊に提供する方針を撤回されるように求めます。よって、以下の事項について陳情します

【陳情事項】

1. 18歳、22歳の個人情報を自衛隊へ提供することを取りやめること
2. 自衛隊への個人情報提供についての「覚書」を破棄すること
3. 神戸市から自衛隊へ今後提供する個人情報について、少なくとも大阪、京都など11の政令指定都市では設けている提供中止制度（自らの情報提供中止を求める市民からの申し出があった場合は提供しない制度）を作ること。

以上